

市県民税の申告が始まります

申告を忘れてしまうと、「各種証明書の交付が受けられない」「国民健康保険税の軽減措置が受けられない」などの支障をきたすことがあります。必ず期間内に申告してください。

受付会場

市役所1階市民ロビー特設会場

受付期間

2月16日(金)～3月15日(金)(土日・祝日を除く)

受付時間や日程などは11ページをご確認ください。

申告受付に必要なもの

- 申告者のマイナンバー及び本人確認書類(番号確認書類と身元確認書類)
- 前年中の収入金額と必要経費のわかる書類(給与・年金の源泉徴収票や事業所得の収支内訳書など)
- 社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険など)の支払金額を証明するもの
- 障がい者控除を受ける方は、障がい者手帳などその障がいを証明するもの
- その他各種控除を受ける方は、それらの証明書または領収書など(医療費の場合は「医療費控除の明細書」を作成)
- 銀行などの本人名義の預貯金口座(還付を受ける場合に必要)

注意事項

- 収支内訳書は帳簿などを基に作成しておいてください。事前に作成していない方は、作成していただいたからの受付となります。
- 医療費控除は、「医療費控除の明細書」を作成してください(入手・作成方法は、国税庁のホームページなどをご覧ください)。
- 例年、書類をお持ちにならずに来場する方が見受けられます。必要な書類がないと申告受付ができませんので、書類が揃っていることを確認してからお越しください。

市の会場で受付できない申告

次の申告は、市の会場では受付できません。栃木税務署の確定申告会場(栃木商工会議所大ホール)で申告してください。

- 退職所得の申告
- 青色申告
- 申告分離課税の配当所得の申告
- 最初の年の住宅借入金等特別控除(住宅ローン減税)の申告
- 雑損控除の申告
- 贈与税の申告
- 譲渡所得(株式・土地など)の申告
- 先物取引(FX含む)の申告
- リフォーム等各種住宅関係の申告
- 過年度分の申告
- 消費税の申告 など

確定申告・市県民税申告に関するお知らせ

公民館等に申告関係書類を設置します

1月下旬頃から申告書及び申告関係書類を自由にお取りいただけるコーナーを設置します。

※数に限りがあります。

■設置場所

- 市役所税務課
- 石橋公民館
- 南河内公民館
- 国分寺公民館

ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用した方へ

ふるさと納税の寄附先市町村に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の提出をした場合は、確定申告をしなくても寄附に係る控除を受けられます。

ただし、上記の申請をしたうえで確定申告をする場合は、必ずふるさと納税の内容を含めて申告してください。その際は、寄附金の領収書や、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」などが必要です。

マイナンバーカードを使って自宅からe-Taxで確定申告！

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。

■e-Tax申告のメリット

- 確定申告会場に出向かずにご自宅から確定申告ができます。
- マイナポータル連携を利用すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する手間が不要です。さらに、給与所得の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。
- 還付申告の場合、書面での申告と比べて早く還付されます。
- 青色申告決算書や収支内訳書の作成もできます。

確定申告書等作成コーナーへは
下記の二次元コードから
アクセスできます。



作成コーナー



■国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>